

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第36条第1項の規定により、下記のとおり指定障害福祉サービス事業所を指定しました。

令和8年2月15日

広島市長 松井 一實

記

事業者の名称	事業所の名称	事業所の住所	サービスの種類	指定年月日
NPO法人玉響	たまゆら	佐伯区五日市町大字石内甲3963番地	行動援護	令和8年2月1日
社会福祉法人八丁堀福祉会	就労移行支援事業所アイリス広島駅前	南区金屋町4番3号 ダイキ的場ビル3階	就労移行支援	令和8年2月1日
一般社団法人Halo	就労継続支援B型 Mわいくす	東区矢賀一丁目4番27号	就労継続支援B型	令和8年2月1日
株式会社Necoto	就労継続支援B型事業所・保護ねこカフェ ねこと	西区己斐本町一丁目13番6号 岡田ビル201	就労継続支援B型	令和8年2月1日
社会福祉法人八丁堀福祉会	就労移行支援事業所アイリス古市	安佐南区古市三丁目5番3号 広島畳材Vビル2階	就労移行支援	令和8年2月1日
一般社団法人青少年ワークサポートセンター広島	ワークサポート横川駅北	西区打越町11番8号 横川ハイタウン101、102	就労継続支援B型	令和8年2月1日

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、下記のとおり指定障害福祉サービス事業所の廃止の届出がありました。

令和8年2月15日

広島市長 松井 一實

記

事業者の名称	事業所の名称	事業所の住所	サービスの種類	廃止年月日
株式会社あいウェル	ケアセンター オネット	東区尾長西一丁目8番10号第2角谷ハイム205	居宅介護	令和8年1月31日
株式会社あいウェル	ケアセンター オネット	東区尾長西一丁目8番10号第2角谷ハイム205	重度訪問介護	令和8年1月31日
有限会社ミック	ヘルパーステーションすみれ	安佐南区安東二丁目3番19-105号	居宅介護	令和8年1月31日
有限会社ミック	ヘルパーステーションすみれ	安佐南区安東二丁目3番19-105号	重度訪問介護	令和8年1月31日
株式会社アイオライト	まごころの家 若草	東区若草町3番3号	就労継続支援B型	令和8年1月31日
株式会社ダイキ	多機能型事業所古の市	安佐南区古市三丁目4番6号	就労移行支援	令和8年1月31日

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の15第1項の規定により、下記のとおり指定障害児通所支援事業所を指定しました。

令和8年2月15日

広島市長 松井 一實

記

事業者の名称	事業所の名称	事業所の住所	サービスの種類	指定年月日
株式会社エンジョイ・ラボ	どりーむラボ	中区榎町9番15号	児童発達支援	令和8年2月1日
株式会社エンジョイ・ラボ	どりーむラボ	中区榎町9番15号	放課後等デイサービス	令和8年2月1日
株式会社LITALICOパートナーズ	LITALICOジュニア広島皆実教室	南区皆実町三丁目3番17号 J.シャトー皆実201号室	児童発達支援	令和8年2月1日
株式会社LITALICOパートナーズ	LITALICOジュニア広島皆実教室	南区皆実町三丁目3番17号 J.シャトー皆実201号室	保育所等訪問支援	令和8年2月1日
社会福祉法人微妙福祉会	児童発達支援事業所 パレット	南区東雲本町二丁目4番19-202号 クレスト東雲1階	児童発達支援	令和8年2月1日
社会福祉法人ナーガ福祉会	チャレンジ・ナーガ児童発達支援事業所	南区宇品御幸一丁目4番5号 ナーガこども園内	児童発達支援	令和8年2月1日
株式会社ひいらぎウェルフェア	多機能型事業所 ひいらぎ	安佐南区相田二丁目4番31号コスモピア1階	児童発達支援	令和8年2月1日
株式会社ひいらぎウェルフェア	多機能型事業所 ひいらぎ	安佐南区相田二丁目4番31号コスモピア1階	放課後等デイサービス	令和8年2月1日
放課後等デイサービス モア	株式会社アスク	佐伯区八幡二丁目22番18-4号	放課後等デイサービス	令和8年2月1日

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第79条第4項の規定により、下記のとおり地域生活支援事業の廃止の届出がありました。

令和8年2月15日

広島市長 松井 一實

記

事業者の名称	事業所の名称	事業所の住所	サービスの種類	廃止年月日
有限会社ミック	ヘルパーステーションすみれ	安佐南区安東二丁目3番19-10 5号	移動支援	令和8年1月31日

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の20第1項の規定により、下記のとおり指定特定相談支援事業所を指定しました。

令和8年2月15日

広島市長 松井 一實

記

事業者の名称	事業所の名称	事業所の住所	サービスの種類	指定年月日
合同会社オレンジ	相談支援ステーションオレンジ	安佐南区伴東二丁目53番16号10	計画相談	令和8年2月1日
株式会社アイ・テック	ふれあい相談支援センター・広島中央	中区広瀬北町4番9-303号	計画相談	令和8年2月1日
株式会社アイキャリ	L i T a 相談支援	佐伯区隅の浜一丁目3番11号	計画相談	令和8年2月1日

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の28第1項の規定により、下記のとおり指定障害児相談支援事業所を指定しました。

令和8年2月15日

広島市長 松井 一實

記

事業者の名称	事業所の名称	事業所の住所	サービスの種類	指定年月日
合同会社オレンジ	相談支援ステーションオレンジ	安佐南区伴東二丁目53番16号10	障害児相談	令和8年2月1日
株式会社アイ・テック	ふれあい相談支援センター・広島中央	中区広瀬北町4番9-303号	障害児相談	令和8年2月1日